

## 見守り 新鮮情報

「総合消費料金に関する**訴訟最終告知**」という**ハガキ**が届いた。**訴訟**や**差し押さえ**などと書かれており、**怖くなって**ハガキに書いてあった電話番号に**連絡**したところ、「あなたは買った物の**代金を支払っていないため、企業から訴えられている**。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、**示談金として10万円**をコンビニで支払うように」と言われた。**全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。**  
(60歳代 女性)



# 相談急増 ハガキによる架空請求

## ひとこと助言

架空請求は無視!



見守るくん

本文イラスト：黒崎 玄

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡するとお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り新鮮情報 第299号(2018年1月16日)発行: 独立行政法人国民生活センター

### ■問い合わせ■

茨城県消費生活センター

☎ 029-225-6445

常陸大宮市消費生活センター

☎ 0295-52-2185 (直通) (本庁商工観光課内)

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。